

令和7年度 第5回

西ノ島町職員採用試験受験案内

西ノ島町役場 総務課 人事職員係

〒684-0303 隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4

採用予定日 令和8年4月1日（水） ※採用日は相談に応じます。

申込期間 令和7年12月1日（月）～12月21日（日）

試験日 令和7年12月8日（月）～令和8年1月7日（水）

申込方法は、西ノ島町ホームページにアクセスしてください。

西ノ島町ホームページの「職員採用試験情報」から申込みください。

（※インターネットを利用できない等の事情がある方は、電話でお問い合わせください。）

1. 試験の種目、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種目	試験区分	採用予定人数	職務内容
高卒程度	一般事務	3名程度	一般事務に従事
	土木技師	2名程度	土木技師業務に従事
資格免許職	保育士	2名程度	保育士業務に従事
	保健師	2名程度	保健師業務に従事
	社会福祉士	1名程度	社会福祉士業務に従事

2. 受験資格

（1） 次の受験資格を有する人が受験できます。

試験の種目	試験区分	受験資格
高卒程度	一般事務	令和8年4月1日時点で満45歳までの人で学校教育法による高等学校を卒業、または令和8年3月末までに卒業見込みの人
	土木技師	
資格免許職	保育士	令和8年4月1日時点で満50歳までの人で、当該資格を有する人又は令和8年3月末までに資格取得見込みの人
	保健師	
	社会福祉士	

- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- (ア) 日本の国籍を有しない人
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人
- (ウ) 西ノ島町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験の日時、試験地、試験会場及び合格発表

区分	試験内容	試験日	試験地及び会場	合格発表
1次試験	<u>総合適性検査</u> (SCOA-A 基礎能力)、 (SCOA-B 性格検査)	令和7年12月8日(月)～ 令和8年1月7日(水) ※受験者自身で受験日時、 会場を予約してください。	全国約300カ所の テストセンタ ー会場	<u>1月中旬頃</u>
2次試験	<u>人物試験</u> (面接)	令和8年2月中の指定する 日時	松江市内又は 西ノ島町内 (予定) ※個別に通知し ます。	<u>2月下旬頃</u> ※西ノ島町役 場前掲示板に 掲示するほか 受験者に通知 します。

※2次試験は、1次試験合格者のみ受けることができます。

4. 試験内容

試験区分	1次試験	2次試験
一般事務 土木技師 保育士 保健師 社会福祉士	○総合適性検査 *SCOA-A 基礎能力検査(約60分/120問) 尺度：言語、数理、論理、常識、英語 *SCOA-B 性格検査(約20分/240問) 気質累計、性格特徴、意欲・態度などを検査します。	○人物試験 主として人格、性格をみる目的で個別面接を行います。

5. 試験の詳細

区分	試験内容	内 容
1 次試験	総合適性検査 (SCOA-A 基礎能力)、(SCOA-B 性格検査)	◇基礎能力試験は、基礎的な知的能力及び学力を「言語」「数理」「論理」「常識」「英語」から総合的に判断します。60 分で 120 問出題されます。 ◇テストセンターは全国に約 300 カ所ある試験会場でパソコン画面で出題、回答する試験方式で、受験者ご自身が希望されるテストセンター（会場）と日時を選択して受験します。 以下のサイトからテストセンター会場をあらかじめ確認ください。申込受付期間終了後の試験方式の変更はできませんのでご注意ください。（申込受付期間中はエントリー完了後も修正は可能です。） https://cbt-s.com/examinee/testcenter/ 

6. 受験申込方法

申込受付期間	令和7年12月1日（月）8時30分～令和7年12月21日（日）17時00分 ※上記期間内に本登録が完了していない場合は受験することができません。
申込方法	●申込方法は、インターネットによる申込のみとなります。 西ノ島町ホームページの「職員採用試験情報」のページにある「採用試験受験申込」からアクセスし、採用管理システム（外部サイト）よりお申込みください。
事前準備	(1) パソコン又はスマートフォン ※スマートフォン以外の携帯電話は対応していません。 【推奨環境】 Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版 ※JavaScript が使用できる設定であること。 ※一部の機能は PDF を閲覧できる環境が必要です。 (2) 本人のメールアドレス（フィルタリングの解除） ・ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、「bsmrt.biz」からの電子メールを受信できるように設定してください。 (3) 顔写真のデータ ・申込日前3ヶ月以内に、脱帽、正面向き、無背景無地で撮影したもので、本人と確認できるもの。 ・写真は、縦4×横3程度のもの。 ・ファイル形式は、JPG、JPEG 形式のもの。 ※写真データは、受験票に印刷され、本人確認するために使用します。

申込手順	◆採用管理システムへのアクセス 採用試験の申込は、右の QR コードから、 若しくは、「西ノ島町ホームページ」→「職員採用試験」→「採用試験受験申込」をクリックした後に、「採用管理システム」（申込専用の外部サイト）へアクセスしてください。 
仮登録	【仮登録】 ・申込は、「仮登録」と「本登録」があります。 ・応募する試験名、試験区分、受験資格等を確認し、エントリーください。 ・パスワード忘れ等による申込み遅延については、一切責任を負いませんので、パスワードは忘れないよう控えておいてください。 ・仮登録が完了すると、登録したメールアドレスあてに「仮登録の完了及び本登録のご案内」メールが送られます。
本登録	【本登録】 ・受信したメール本文の URL にアクセスしパスワードを入力すると、「マイページ」にログインできます。<u>登録時に取得した「個人 ID」と「パスワード」は、今後の手続きに必要となりますので、必ず控えておいてください。</u> ◆◆◆◆◆ ご 注 意 ◆◆◆◆◆ ・マイページへのログインは、仮登録完了後 24 時間以内に行ってください。24 時間を経過すると「個人 ID」が無効になりますのでご注意ください。 ・仮登録後、24 時間以内にログインできず、個人 ID が無効になった場合は再度エントリーしてください。 ・「エントリー」から応募者情報等のエントリーフォームを入力し、受験票用の顔写真データ及びその他添付データがある場合はアップロードしてください。エントリーフォームの提出をもって、『本登録完了』となります。 ・スマートフォンなどで「エントリー」ボタンが表示されていない場合は、メニューボタンをクリックすると表示されます。 ・エントリーフォームは提出後でも、受付期間中であれば修正は可能です。 ・「本登録」が完了すると、登録されたメールアドレスに「本登録完了通知」が自動送信され、受験申込は完了となります。 ・本登録後 24 時間以内に完了メールが届かない場合は、西ノ島町役場総務課人事職員係までお問い合わせください。 ※受付期間内に申込みが完了できなかった場合は、受験することはできません。（申込受付期間中は、24 時間申込は可能ですが、余裕を持って申込みを行ってください。なお使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては一切の責任を負いません。）

受験票の 印刷	◆申込受付後 5 日以内に「受験票のご案内」のメッセージを送信します。「マイページ」から受験票のダウンロードと印刷を行ってください。 ※試験希望日は余裕を持って設定してください。 ◆上記期間中にマイページにメッセージ及び受験票が表示されない場合は、必ず西ノ島町役場総務課人事職員係までご連絡ください。
------------	--

7. 合格発表

西ノ島町役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

8. 合格から採用まで

- (1) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。
- (2) 合格決定後に最終学歴卒業証明書、職歴証明書（職歴がある場合）を提出していただきます。資格免許職は、該当する資格等の写しを提出していただきます。
- (3) 合格者は、採用予定者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って、採用予定者名簿に登載された者すべてが採用されるとは限りません。

なお、採用予定者名簿は原則として 1 年間有効です。また、採用は原則として、令和 8 年 4 月 1 日以降となりますが、採用日は相談に応じます。

(4) 初任給

初任給は、給与条例等に基づき支給します。職歴等がある人は、その経歴・職種・年数等に応じて加算された額が初任給となります。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、住宅手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外手当等の諸手当が支給されます。

(5) 採用後の引越し等に係る費用の補助金等について

合格者の人は、「**西ノ島町 U・I ターン者就業支援金**」を申請していただけます。

「西ノ島町 U・I ターン者就業支援金」 （一部抜粋）

項目	対象者	内容
引越経費 支援	U I ターン者 ※転入後 24 ヶ月以内に法人に週 32 時間以上勤務する職員として就労し、3 ヶ月以上継続して就労した者 ※同一世帯に支援対象者が 2 名以上いる場合は、1 名のみを支援対象者とする。	町内に移住し、就業しようとする方の負担を軽減するため、移住に係る費用（旅費、引っ越し費用、車両運送費、家電購入取り付け費用）に対して支援 ◎費用の合算額を上限 15 万円 ※要領収書
就労継続 支援	町内にある福祉事業所に初めて従事する以下の者	町に移住し、法人に転入後 2 ヶ月以内に正規職員として就労した方

	介護福祉士、介護支援専門員、看護師、作業療法士、理学療法士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士	を対象に就労継続支援金を助成。 ◎法人に就労した月から満12カ月毎に12万円を交付、上限36万円
--	---	---

9. その他

(1) 受験に当たって提出して頂いた書類は返却いたしません。また試験に際しての交通費は支給しません。

(2) 受験手続き、その他この試験につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4

西ノ島町役場 総務課 人事職員係

TEL 08514-6-0101 FAX 08514-6-0683